甲賀消防本部からのお知らせ

違反对象物の

公表制度 编制等!

平成30年4月1日 運用開始



「違反対象物の公表制度」は、建物を利用する方が、自ら火災 危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することが できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違 反をホームページで公表するものです。

公表の対象と なる建物は?

飲食店・物品販売店舗などの不特定多数の方が利用する建 物や、病院・福祉施設などの一人では避難が難しい方が利 用する建物です。(特定防火対象物)

公表の対象と なる違反は?

建物に設置が義務付けされている消防用設備等のうち、屋 内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備 が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表する 内容は?

- ■建物の名称
- ■建物の所在地
- ■違反の内容等

公表の 時期は?

消防が立入検査で違反を 確認し、建物関係者に違 反を通知した日の翌日か ら起算して14日を経過し ても、その違反が認めら れる場合に公表します。



甲賀消防本部 公表制度

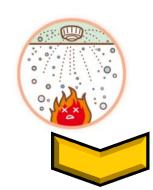
公表までの流れ

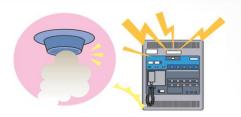
消防署員が立入検査を実施



屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は 自動火災報知設備の未設置を確認







立入検査の結果を建物関係者に通知



14日を経過するも是正が確認されない場合 甲賀広域行政組合のホームページにおいて公表

建物関係者の皆さまへ

特定防火対象物が新たに建物に入居する場合や建物の増改築を行う場合などは、 新たに消防用設備等が必要になることがあります。

事前に所轄消防署にご相談ください。

【お問い合わせ先】

甲賀広域行政組合消防本部

消防本部予防課配63-7932 土山分署1467-1199 水口消防署予防係[463-1119]

信楽消防署予防係证82-0119 甲南消防署予防係[186-3119]

湖南中央消防署予防係1472-0119